

## 第1章 計画の概要

### (1) 計画策定の背景と目的

新居浜市では、長期総合計画及び都市計画マスタープランにおいて、集約型都市構造及びコンパクトなまちづくりを目指す等の記載はされているものの、個々の施策については、具体化する必要があります。

また、国においても、近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展、インフラ施設の更新等、財政面及び経済面における持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっており、より具体的に施策を推進するため、平成26年8月に都市再生特別措置法の改正が行われ、住宅及び福祉・医療・商業等や居住に関する施設の立地の適正化を図るため「立地適正化計画」が制度化されました。

本市においても、将来のより一層の人口減少・人口密度減少や高齢社会の進行を見据えつつ、以下のような様々な懸念事項や課題に対して、適切に対応していくことが必要です。

#### 【人口減少・人口密度減少・高齢社会の進行による将来の懸念事項】

- 商業サービス機能等の衰退や賑わいの低下
- 市街地内の空き地・空き家等の増大に伴う居住環境の悪化
- 公共施設や公共交通等の利用者数減少による持続性の低下
- 税収減や社会保障費の増加等による、  
公共投資余力の低下と行政サービス低下、など

そうした背景のもと、新居浜市全体としてコンパクトで魅力と活力のあるまちづくりの展開に資するため、立地適正化計画を策定するものです。

### (2) 計画の対象区域と目標年次

本計画の対象区域と目標年次は、以下のように設定します。

- 対象区域；都市計画区域内
- 目標年次；概ね20年後の平成47年（2035年）

### (3) 立地適正化計画の概要

人口減少社会に対応することを目的とした、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を図るための包括的な計画であり、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部に位置付けられます。

【立地適正化計画で目指す「多極ネットワーク型コンパクトシティ」とは】

- 医療・福祉施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、あるいは、
- 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく  
公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、
- 日常生活に必要なサービスや行政サービスが  
住まいなどの身近に存在する都市

立地適正化計画で定める主な内容は、以下のとおりです。

【立地適正化計画で定める主な内容】

- 基本的な方針
  - ・一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策等の基本的な方針
- 居住誘導区域
  - ・居住を誘導して人口密度を維持するエリアを設定
- 都市機能誘導区域及び誘導施設
  - ・生活サービス施設を誘導するエリアと、そのエリアに誘導する施設を設定
- 誘導施設の整備に関する事業など
  - ・関連して必要となる公共公益施設の整備などを含む

〈立地適正化計画のイメージ〉

